

（方向指示器）

第四十五条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第四十一条の規定並びに細目告示第五十九条、第三百三十七条及び第二百十五条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。
 - イ 自動車には、方向指示器を自動車の車両中心線上の前方及び後方三十メートルの距離から指示部が見通すことのできる位置に少なくとも左右一個ずつ備えること。ただし、最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車で、かじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が六百五十ミリメートル未満であり、かつ、運転者席が車室内にないもの及び被牽引自動車にあっては、この限りでない。
 - ロ 自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、幅〇・八メートル以下の自動車並びに前号ただし書の自動車にあっては、この限りでない。
 - ハ 自動車（車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員十一人以上の自動車及びその形状が乗車定員十一人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。以下「大型貨物自動車等」という。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅〇・八メートル以下の自動車並びにイに掲げるただし書の自動車を除く。）の両側面には、方向指示器を備えること。
 - ニ 大型貨物自動車等には、両側面の前部（被牽引自動車に係るものを除く。）及び中央部に方向指示器を備えること。
 - ホ 牽引自動車（ロに掲げるただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車とを連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。）においては、その状態においてイの本文、ロの本文及びハの規定に適合するように方向指示器を備えること。
 - ヘ 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、ニの規定に適合するように両側面の中央部に方向指示器を備えるほか、牽引自動車（ロに掲げるただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車とを連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。）においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車にイの本文及びロの本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。
 - ト イのただし書の自動車（被牽引自動車を除く。）で長さ六メートル以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態における長さが六メートル以上となる場合における牽引自動車（ロに掲げるただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に限る。）又は被牽引自動車には、イの本文の規定に準じて方向指示器を備えること。
- 二 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - イ 方向指示器は、方向の指示を表示する方向百メートル（前号ハ、ニ（両側面の中央部に備える方向指示器を除く。）、ホ又はヘ（ニの規定により両側面の中央部に

備える方向指示器を除く。）の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、三十メートル）の距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

ロ 方向指示器の灯光の色は、^{とう}橙色であること。

ハ 方向指示器の指示部は、次の表の上欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の下欄に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	範囲
a 自動車の前面又は後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方十五度の平面及び下方十五度の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向四十五度の平面及び方向指示器の外側方向八十度の平面により囲まれる範囲
b c及びdに掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器(第三号りに規定するものを除く。)	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方十五度の平面及び下方十五度の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であつて方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向五度の平面及び方向指示器の外側方向六十度の平面により囲まれる範囲
c 次の(1)から(4)までに掲げる自動車(長さ六メートル以下のものを除く。)並びに(5)及び(6)に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器(第三号りに規定するものを除く。) (1) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの (2) その形状が専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のものの形状に類する自動車 (3) 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トン以下のもの (4) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方三十度の平面及び下方五度の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であつて方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向五度の平面及び方向指示器の外側方向六十度の平面により囲まれる範囲

<p>・五トン以下のものの形状に類する自動車</p> <p>(5) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの</p> <p>(6) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トンを超えるものの形状に類する自動車</p>	
<p>d 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（方向指示器を側面のみに備えるものに限る。）の両側面に備える方向指示器</p>	<p>方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む上方十五度の平面及び下方十五度の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面（方向指示器の中心から自動車の前方にある平面に限る。）より方向指示器の内側方向五度の平面及び方向指示器の外側方向四十五度の平面により囲まれる範囲及び方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面（方向指示器の中心から自動車の後方にある平面に限る。）より方向指示器の内側方向五度の平面及び方向指示器の外側方向六十度の平面により囲まれる範囲</p>

三 方向指示器は、前号（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては同号ハの表 a に係る部分を除き、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては同表 a、b 及び c に係る部分を除く。）に掲げる性能（方向指示器の指示部の上縁の高さが地上〇・七五メートル未満となるように取り付けられている場合にあっては、同表 a 及び b の基準中「下方十五度」とあるのは「下方五度」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）であつて乗車定員^{けん}が十人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引^{けん}自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯（灯光の色が橙色^{とう}であるものに限る。）が同表 a に規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあつては同表 a の基準中「外側方向八十度」とあるのは「外側方向四十五度」とする。）を損なわないように、かつ、次の基準に適合するよう取り付けられなければならない。

イ 方向指示器は、毎分六十回以上百二十回以下の一定の周期で点滅するものである

こと。

- ロ 方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（車体の形状が左右対称でない自動車を除く。）。
- ハ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、六百ミリメートル（幅が千三百ミリメートル未満の自動車にあつては、四百ミリメートル）以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの（セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。）の指示部の最外縁は、自動車の最外側から四百ミリメートル以内となるように取り付けられていること。
- ニ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては三百ミリメートル（光源が八ワット以上のものにあつては二百五十ミリメートル）以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては百五十ミリメートル以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯又は尾灯が二個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側にあること。
- ホ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える方向指示器は、その指示部の上縁の高さが地上二・一メートル（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び自動車の両側面に備えるものにあつては、二・三メートル）以下、下縁の高さが地上〇・三五メートル以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上〇・三五メートル以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）となるように取り付けられていること。
- ヘ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器の指示部の中心は、地上二・三メートル以下となるように取り付けられていること。
- ト 第一号ハ及びホの自動車の両側面に備える方向指示器の指示部の最前縁は、自動車の前端から二・五メートル以内（大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては二・五メートル以内又は自動車の長さ（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合にあつては、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さ。以下この号において同じ。）の六十パーセント以内、長さ六メートル以上の自動車にあつては自動車の長さの六十パーセント以内）となるように取り付けられていること。
- チ 第一号ニの自動車の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の前端から運転者室又は客室の外側後端までの間に取り付けられていること。
- リ 第一号ニ及びへの自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の指示部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から二・五メートル以内（被牽引自動車にあつては、自動車の前端から四・五メートル以内）となるように取り付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方一メートルの車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方一メートルから自動車の後端までに相当する点における地上一

メートルから一・六メートルまでのすべての位置から指示部を見通すことができるように取り付けられていること。

ヌ 第1号への自動車の両側面に備える方向指示器（前号に規定する方向指示器を除く。）の指示部の最前縁は、牽引自動車の前端からの長さの六十パーセント以内となるように取り付けられていること。

ル 運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器（自動車の両側面に備える方向指示器を除く。）の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。

四 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一 昭和三十五年三月三十一日以前に製作された自動車	第一号ロからニまで、第二号ハの表のa（自動車の後面に備える方向指示器に関する部分に限る。）、b及びc並びに第三号ト及びチ
二 昭和三十五年三月三十一日以前に製作された自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取りハンドルの中心から当該自動車の最外側までの距離が六百五十ミリメートル未満のもの	第一号
三 昭和三十五年三月三十一日以前に製作された牽引自動車 ^{けん} で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取りハンドルの中心から当該牽引自動車 ^{けん} の最外側までの距離が六百五十ミリメートル未満のものと昭和三十五年三月三十一日以前に製作された被牽引自動車 ^{けん} で牽引自動車 ^{けん} のかじ取りハンドルの中心から当該被牽引自動車 ^{けん} の最外側までの距離が六百五十ミリメートル未満のものとを連結した場合における牽引自動車 ^{けん} 及び被牽引自動車 ^{けん}	第一号ホ及び第三号ト（第一号ホの自動車に関する部分に限る。）
四 昭和三十五年三月三十一日以前に製作された牽引自動車 ^{けん} と昭和三十五年三月三十一日以前に製作された被牽引自動車 ^{けん} とを連結した場合における牽引自動車 ^{けん} 及び被牽引自動車 ^{けん} （前号の牽引自動車 ^{けん} 及び被牽引自動車 ^{けん} を除く。）	第三号ヌ
五 昭和三十五年三月三十一日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車	第三号ニ（間隔に関する部分に限る。）
六 昭和四十四年三月三十一日以前に製作された二輪自	第一号イ

動車及び側車付二輪自動車	
七 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車	第二号ハの表のd

3 次の表の第一欄に掲げる自動車については、第一項の規定のうち同表第二欄に掲げる規定は、同表第三欄に掲げる字句を同表第四欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自動車	条項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和三十五年三月三十一日以前に製作された自動車	第二号ロ	橙色 ^{とう} であること。	黄色又は橙色 ^{とう} （第三号りに規定する方向指示器 ^{とう} にあつては、橙色 ^{とう} ）であること。ただし、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの（第三号りに規定する方向指示器を除く。）については赤色とすることができる。
二 昭和三十五年三月三十一日以前に製作された ^{けん} 牽引自動車と昭和三十五年三月三十一日以前に製作された被 ^{けん} 牽引自動車とを連結した場合における ^{けん} 牽引自動車及び被 ^{けん} 牽引自動車（前項第三号の ^{けん} 牽引自動車及び被 ^{けん} 牽引自動車を除く。）	第一号ホ 第一号へ	イの本文、ロの本文及びハの規定 イの本文及びロの本文の規定に適合するように、かつ、両側面に	イの本文の規定 イの本文の規定に適合するように
三 昭和三十四年九月三十日以前に製作された自動車	第一号ロ	自動車の後面 大型特殊自動車、小型特殊自動車、幅○ ・八メートル以下の	長さ六メートル以上の自動車の後面 幅○・八メートル以下の自動車

	自動車	
第一号ハ	自動車（車両総重量が	長さ六メートル以上の自動車（車両総重量が
第二号ハの本文	範囲においてすべての位置	位置
第二号ハの表方向指示器の種別の項	範囲	位置
第二号ハの表のa	範囲	範囲におけるすべての位置
第二号ハの表のb	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方十五度の平面及び下方十五度の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向五度の平面及び方向指示器の外側方向六十度の平面により囲まれる範囲	前号ロの方向指示器を結ぶ直線上で自動車の最外側から一・五メートル外側の位置
第二号ハの表のc	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方三十度の平面及び下方五度の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向	前号ロの方向指示器を結ぶ直線上で自動車の最外側から一・五メートル外側の位置

	<p>第三号ト</p>	<p>指示器の外側方向五度の平面及び方向指示器の外側方向六十度の平面により囲まれる範囲</p> <p>自動車の前端から二・五メートル以内(大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては二・五メートル以内又は自動車の長さ(牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態における長さ。以下この号において同じ。)の六十パーセント以内、長さ六メートル以上の自動車にあっては自動車の長さの六十パーセント以内)</p>	<p>自動車の長さ(牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態にあっては、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態における長さ。以下この号において同じ。)の六十パーセント以内</p>
	<p>第三号チ</p>	<p>自動車</p> <p>自動車の前端から運転者室又は客室の外側後端までの間に</p>	<p>自動車(長さ六メートル以上のものに限る。)</p> <p>自動車の長さの六十パーセント以内に</p>
<p>四 昭和四十八年十一月三十日以前に製作された自動車</p>	<p>第二号イ</p>	<p>百メートル(前号ハ、ニ(両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)、ホ又はヘ(ニの規定により両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあ</p>	<p>三十メートルの距離から指示部の形状が</p>

	<p>第三号イ</p>	<p>っては、三十メートル)の距離から昼間において点灯を六十回点滅するものであること。</p>	<p>五十回点滅し、又は光度が増減するものであること。ただし、第三号りに規定する方向指示器にあつては、毎分六十回以上百二十回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。</p>
	<p>第四号</p>	<p>点滅する構造とすることができる。</p>	<p>点滅し、又は光度が増減する構造（第三号りに規定する方向指示器にあつては、点滅する構造）とすることができる。この場合においては、当該方向指示器（第三号りに規定するものを除く。）を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。</p>
<p>五 昭和三十五年四月一日から昭和四十八年十一月三十日までに製作された自動車</p>	<p>第二号ロ</p>	<p>^{とう}橙色であること。</p>	<p>黄色又は^{とう}橙色（第三号りに規定する方向指示器にあつては、^{とう}橙色）であること。ただし、</p>

六 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車	第二号イ	あり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。	二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあつては、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの（第三号りに規定する方向指示器を除く。）については赤色とすることができる。
	第二号ハの表のa	前面又は後面	後面
	第三号 第三号ハ	同表a、b及びc 取り付けられていること。	第四十二条第一項第二号ニに規定する範囲に準じた範囲 a及びb 取り付けられていること。ただし、

	<p>第三号ホ</p>	<p>上縁の高さが地上二・一メートル（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び自動車の両側面に備えるものにあつては、二・三メートル）以下、下縁の高さが地上〇・三五メートル以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上〇・三五メートル以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）</p>	<p>方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の五十パーセント以上であるものにあつては、この限りでない 中心の高さが地上二・三メートル以下</p>
--	-------------	---	--

4 昭和三十五年三月三十一日以前に製作された自動車については、第一項第二号及び第三号（トからヌまでを除く。）の規定にかかわらず、次の基準に適合する灯火式方向指示器を備えることができる。ただし、第一項第三号リの規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、この限りでない。

一 指示部は、長さ八十ミリメートル以上、最大幅四十ミリメートル以上の赤色又は橙色の矢形であること。

二 方向指示器は、方向の指示を表示する方向三十メートルの距離から指示部の形状が確認できるものであること。

三 方向指示器は、自動車の幅の五十パーセント以上の間隔を有するものであること。

四 方向指示器は、第一項第三号ロ、ニ、ヘ及びビル並びに第三項第六号の規定により読み替えられた第一項第三号ホの基準に準じたものであること。

5 昭和四十八年十一月三十日以前に製作された自動車については、第一項第二号及び第三号イからホまでの規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、第一項第三号リの規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、この限りでない。

- 一 指示部の両表示面の形状は、長さ百六十ミリメートル以上、最大幅三十五ミリメートル（長さ六メートル以上の自動車（後面の両側及び自動車の車両中心線上の前方三十メートルの距離から表示が確認できる位置に点滅式方向指示器を備えているものを除く。）にあっては、長さ百八十ミリメートル以上、最大幅四十ミリメートル）以上の剣形又は矢形であること。
 - 二 方向の指示を表示する方向三十メートルの距離から指示部の表示面の形状が確認できるものであること。
 - 三 指示部は、その内部に備えた灯火により夜間表示面の形状が確認できるものであること。
 - 四 指示部の両表示面は、^{とう}橙色（昭和三十九年十二月三十一日以前に製作された自動車に備えるもの）にあっては赤色又は^{とう}橙色）に表示されるものであること。
 - 五 指示部は、作動時には水平位置をとり、不作動時には確実に格納されるものであること。
 - 六 取付位置は、地上二・三メートル以下であること。
- 6 第三項の表第四号の規定により読み替えられた第一項第三号イの規定の適用を受ける光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。
- 一 車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。
 - 二 最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の三倍（昭和三十五年三月三十一日以前に製作された自動車に備えるもの）にあっては、二倍）以上であること。
- 7 昭和四十四年十月一日から平成十七年十二月三十一日（第一項第二号ハの表のcに掲げる自動車にあっては平成二十二年三月三十一日）までに製作された自動車については、同項第二号ハの表のb及びc並びに第三号本文（同項第二号ハの表のbに係る部分に限る。）の規定にかかわらず、自動車の両側面に備える方向指示器（同項第三号リに規定するものを除く。）は、次の基準に適合する構造とすることができる。
- 一 自動車（大型貨物自動車等、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅〇・八メートル以下の自動車並びに第一項第一号イのただし書の自動車を除く。）の両側面に備える方向指示器は、自動車の後端（後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあっては、当該方向指示器を結ぶ直線）を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方一メートルの距離に相当する点における地上一メートルから二・五メートルまでのすべての位置から指示部を見通すことができるものであること。
 - 二 大型貨物自動車等の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の後面の両側の方向指示器を結ぶ直線を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方一メートルの距離に相当する点における地上一メートルから二・五メートルまでのすべての位置から指示部を見通すことができるものであること。
 - 三 ^{けん}牽引自動車（第一項第一号ロのただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）を除く。）と被^{けん}牽引自動車とを連結した場合（^{けん}牽引自動車又は被^{けん}牽引自動車が大^{けん}型貨物自動車等である場合に限る。）において^{けん}牽引自動車又は被^{けん}牽引自動車の両側面に備える方向指示器は、被^{けん}牽引自動車の後端（後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあっては、当該方向指示器を結ぶ直線）を含み車両中心面に直交する鉛

直面上で自動車の最外側から外側方一メートルの距離に相当する点における地上一メートルから二・五メートルまでのすべての位置から指示部を見通すことができるものであること。

- 8 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二3・23・の規定は、適用しない。
- 9 平成二十年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添九十四2・3・1の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第千四百三十七号）による改正前の細目告示別添九十四2・3・1の規定に適合するものであればよい。
- 10 平成二十三年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添五十二4・6・4・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第三百八十一号）による改正前の細目告示別添五十二4・6・4・2・の規定に適合するものであればよい。
- 11 平成十八年一月一日から平成二十一年七月十日までに製作された自動車については、細目告示別添七十三3・7・の規定は、適用しない。
- 12 保安基準第四十一条第三項及び細目告示第五十九条第三項の規定が適用される自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）のうち国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添五十二4・6・8・1・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十年国土交通省告示第869号）による改正前の細目告示別添五十二4・6・8・1・の規定に適合するものであればよい。
- 13 保安基準第四十一条第三項及び細目告示第五十九条第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十年七月十一日から平成二十三年一月十日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第四改訂版6・5・8・の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第三改訂版補足第三改訂版6・5・8・の規定に適合するものであればよい。
- 14 平成十八年一月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第五十九条第一項、別添五十二2・13・及び別添七十三3・5・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十年国土交通省告示第千二百十七号）による改正前の細目告示第五十九条第一項、別添五十二2・13・及び別添七十三3・5・の規定に適合するものであればよい。
- 15 平成十八年一月一日から平成二十三年二月六日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添五十二3・7・1・、3・22・及び3・23・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十一年国土交通省告示第七百七十一号）による改正前の細目告示別添五十二3・7・1・、3・22・及び3・23・の規定に適合するものであればよい。
- 16 保安基準第四十一条第三項及び細目告示第五十九条第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補

足改訂版の規定に適合するものであればよい。

- 17 平成十八年一月一日から平成二十四年十月二十三日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添五十二三・七・一・二・二・の規定は、適用しない。
- 18 保安基準第四十一条第三項及び細目告示第五十九条第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。